

# 公条の源氏解釈の一側面

—『長珊聞書』と『紹巴抄』『覚勝院抄』から—

本 廣 陽 子

一、はじめに

拙稿『長珊聞書』に見られる公条説―葵巻を中心に―<sup>①</sup>において、『長珊聞書』の公条説には、『明星抄』や『岷江入楚』所収の『秘抄』には見られない注記が多く含まれていることを指摘し、その「御説」の特徴を分析することによって、『長珊聞書』「御説」の性格を明らかにしようと試みた。『長珊聞書』に見られる「御説」とは、平易な表現でわかりやすく説明し、時には当時の口語で言い換える公条の講釈の実態の一端を垣間見せるものであり、また、『明星抄』や『秘抄』には見られない新しい源氏解釈、つまり、公条の源氏物語解釈の広がりをうかがわせるものであった。

『岷江入楚』は三条西家の説を集大成しようとする意図を持って作られたとされる注釈書であり、その中にこの「御説」が「或抄御説」として引かれている。前稿の最後に、筆者は、公条の新しい源氏解釈で、『岷江入楚』に引用されているものを取り上

げ考察したが、公条の新しい解釈が必ずしも『岷江入楚』に取り入れられているわけではない。

本稿では、『長珊聞書』「御説」の中から、『岷江入楚』に見られない注を考察したい。なお、本稿では、公条の注釈書として、『明星抄』『秘抄』に加え、これらを生み出すものとなったと考えられている『草稿本聞書』<sup>③</sup>も参照した。

二、「ひとだまひ」考

次の「葵」巻の文章を見てみよう。

つひに御車ども立てつづければ、ひとだまひの奥に押しやられてもの見えす。心やましきをばさるものにて、かかるやつれをそれと知られぬるが、いみじうねたきこと限りなし。(二二三頁<sup>④</sup> 傍線、筆者。以下同じ)

「葵」巻の車争いの場面で、葵上と六条御息所の従者が言い争

い、六条御息所の車が押しやられてしまうところで、「ひとだまひ」という語が出てくる。この「ひとだまひ」について、公条の注釈書では次のような注が付けられている。なお、注釈の引用文献一覧は本文末尾に記す。

『明星抄』／『草稿本聞書』

人たまひの 出車也（筆者注：振り仮名は『明星抄』のみ）

『秘抄』

なし

この「ひとだまひ」は、『河海抄』『花鳥余情』に次のような注が付けられており、これらは後の注釈書でしばしば引用される。

『河海抄』

人給（「出車名也」／権記多在此名）

清少納言枕草子云ときの所の御車の人たまひなとあまたひきつゝきて

『花鳥余情』

出車をは公方より点せられてその人にたまふゆへに人給となつくる也 枕草子云所もなくたちかきなりたるによき所の御車人たまひきつゝきておほくるをいつくにたゝむとすらんとみる程に御前ともたゝをりにおりてたてる車ともをたゝのけにのけさせてと云々

『河海抄』で「出車」を意味することが記され、『権記』や『枕草子』に用例があることが指摘され、『花鳥余情』では、「ひとだまひ」の名前の由来が説明される。

『弄花抄』では当該箇所（注記はないが、『細流抄』には、『明星抄』と同文の「出車也」とあり、三条西家においてもこれらの解釈が継承されたと考えてよい。このように見てくると、「ひとだまひ」を「出車」、出し衣をした供の者の乗る車を指すというのが、当時の一般的な見解であり、三条西家としても、さらには三条西公条自身もそのように解釈していたと考えてよい。

しかし、『長珊聞書』の御説には、これとは全く違う説が記されている。

長珊聞書「葵」

人だまひのおくにをしやられて

河海に人給（ヒトツケ） 出車名也トアリ 出車をば公方より点せられて其人に給ふ故に人給（ヒトツケ）となづくる也 御息所の御車おくへをしやられたる也 枕草子云所もなくたちかきなりたるによき所の御車人たまひきつゝきておほくるをいつくにたゝむとすらむと見るほどに御前ともたゝおりにおりてたてる車共をたゝのけにのけさせてと云々 御説に人給（ヒトツケ）むな車の事也 人ものらぬやうなる車

『長珊聞書』では、『河海抄』、『花鳥余情』を引用した後に、「御説」が記される。そこには、「人給」を「むな車」とし、「人ものらぬやうなる車」としているのである。「むな車」、つまり、人が乗っていない車として「ひとだまひ」を捉えていることになる。この御説に基づいて、当該箇所を解釈すれば、六条御息所は無人の車の奥に押しやられたことになる。しかも「人ものらぬやうなる車」とは、粗末な車であるかのような表現である。『源氏物語』の中には、もう二カ所、「ひとだまひ」が出てくる。「薄雲」巻と「若菜下」巻である。

### 「薄雲」

御佩刀、天兒やうの物取りて乗る。ひとだまひよろしき  
若人、童など乗せて、御送りに参らす。(二一四三四頁)

### 「若菜下」

女御殿、対の上は、一つに奉りたり。次の御車には、明石の御方、尼君忍びて乗りたまへり。女御の御乳母、心知りにて乗りたり。方々のひとだまひ、上の御方の五つ、女御殿の五つ、明石の御あかれの三つ、目もあやに飾りたる装束ありさま言へばさらなり。(四一一七〇頁)

「薄雲」巻は、明石の姫君が乳母と光源氏の住む二条院に引き取られるところ、「若菜下」巻は、住吉参詣の一行を描いたところである。

これらの「ひとだまひ」に対して、三条西公条はどのような解釈をしているのであろうか。まずは、『草稿本聞書』『明星抄』『秘抄』を見よう。

### 「薄雲」

#### 『草稿本聞書』

つぎの人也 とも女房とも車也

#### 『明星抄』

とも女房とも車也

#### 『秘抄』

秘つぎの人の車也 とも女房とも車也

ヒトシマヒ 人給

「私副車ノ両字訓点等秘抄ノ表紙二三光院内府ノ手跡ニテ

ヒトシマヒ 副車

被註之但出所ヲ不註之」

#### 「若菜下」

『草稿本聞書』／『明星抄』／『秘抄』

なし

「薄雲」巻では、「とも女房とも車」と、はっきりと女房とも車を指すと説明されている。「若菜下」巻では注は付いていない。なお、この二カ所について、『河海抄』『花鳥余情』『弄花抄』に注はない。ただし、『細流抄』は、「とも女房ともくるま也」とあり、『明星抄』と同文なので、前の「葵」巻と併せて、「ひとだまひ」は、供の女房などが乗って衣の裾や袖などを

外に垂らす出車を指すと解釈されてきたことが分かる。

それでは、『長冊聞書』「御説」はどうだろうか。

長冊聞書「薄雲」

人だまひによるしきわか人わらはなどのとて御をくりにまいらす

人給行成卿説枕草子にもあり出車也 御説に人たまひ

とはその人ののるとはなき車をむかへなどにやる車を云也  
長冊聞書「若菜下」

かた／＼の人たまひうへの御かたの五女御との、五

御説人給ト書 むな車とて誰とはなくてのせ度人をのするなり

『長冊聞書』に見られる公条説では、「ひとだまひ」は供の者の乗る車の意ではない。「その人ののるとはなき車」「誰とはなくてのせ度(たぎ)人をのする」とあり、特定の人を乗せると決まっているわけではない予備の車のように解釈している。また、「葵」巻で登場した「むな車」が「若菜下」でも用いられ、「ひとだまひ」は人の乗っていない空の車である点が強調される。

このように、公条の注釈書に見られる注と『長冊聞書』「御説」の注は大きく異なっている。「ひとだまひ」が源氏物語に登場するのは、計三例である。『長冊聞書』「御説」は一貫して、「ひとだまひ」を「空の車」「予備、または余分な車」のように解釈

するのである。

三条西家の源氏研究の集大成の側面を持つ『岷江入楚』においては、この解釈はとらなかつた。以下、『岷江入楚』の各注を見ていこう。

「葵」

河 輿人入給「出車名也」権記ニ多此名アリ 河清少納言枕草子云ときの所の御車の人たまひなとあまた引つゝきて

花出車をは公方より点せられてその人にたまふ故に人給となつくる也 枕草子云所もなく立かざなりたるによぎ所の御車人たまひ引つゝきておほくくるをいつくにたゝむとすらんとみるほとに御前ともたゝおりにおりてたてる車ともをたゝのけにのけさせてと云々

ともをたゝのけにのけさせてと云々

「薄雲」

秘つぎの人の車也 とも女房どもの車也 人給 副車

「私副車ノ両字訓点等秘抄ノ表紙ニ三光院内府ノ手跡ニテ被註之但出所ヲ不註之」 人だまひは出車也 物見などの時家礼の人などの車を点して女房などをのする事也 出車

とも人給ともいふ也

「若菜下」

河後車を申にや 人給「別ニ註ス」 副車 ヒトタマヒ

『岷江入楚』では、あくまでこれまでの「ひとだまひ」の解

積を踏襲し、『長冊聞書』「御説」の解釈は採っていない。従来説を支持するのが通勝の判断なのであろう。

それでは、『長冊聞書』「御説」のように、「ひとだまひ」を「女房の乗る出車」とは異なったものとして解釈するものは、他にはないのであろうか。調査していくと、『覚勝院抄』と『紹巴抄』に、『長冊聞書』「御説」と共通する注を見いだすことができる。

「葵」

『覚勝院抄』

花鳥云出車をは公方よりテシ點せられて其人にたまふ故に人給ヒトクワイとと名付る也

聞書 誰をも乗らるへきとて用意の車也

『紹巴抄』

人給 出車を云 公方より点せられて其人に給ふ故に名付也 たゞおくにをしやられたるといはん用敷 むなしき車を用意して置をいへり

「薄雲」

『覚勝院抄』

ヒト玉ヒトハ人給とてふと人乗せラレンタメニコシラヘ  
テヲカル、車也 別車如此書也 これにてよく知ると也

『紹巴抄』

人給車 副車

公条の源氏解釈の側面

「若菜下」

『覚勝院抄』

人給車ノ事也

あかれとは別ノ心也流也云々 たゞ別ノ車ノ心也 誰力車ト不レ定メ自然二人ヲ被乗也ヒトダマイ人給也 又輔トモ書也 五三とあるも皆人給ノ車ノ事也

『紹巴抄』

人給ノ車別に用意して誰に成共被レ下れん用也

「葵」巻は『紹巴抄』の注の方が「御説」に近い。『紹巴抄』では、「むなしき車」としており、空の車である点を重視した注になっている。『覚勝院抄』の注は、「薄雲」「若菜下」巻の「御説」に近い。特定の人を乗せるという訳ではなく、誰でも乗せられる車として用意されているという解釈である。「薄雲」巻の『覚勝院抄』、「若菜下」巻の『覚勝院抄』『紹巴抄』の該当注は、いずれも「御説」と共通しており、誰でも乗せられる予備の車といった体である。

「ひとだまひ」を、人の乗っていない車、誰と定めず乗せる予備の車として解釈しているものは、筆者が確認した二十二の注釈書（源氏積、奥入、尋流抄、紫明抄、河海抄、花鳥余情、一葉抄、肖柏聞書、弄花抄、細流抄、明星抄、孟津抄、万水一露、休閒抄、紹巴抄、幽齋筆源氏物語書入注、岷江入楚、林逸抄、草稿本聞書、山下水、覚勝院抄、月抄）では、『紹巴抄』『覚勝院抄』のみである。

『覚勝院抄』と『紹巴抄』は三条西公条と関わりの深い注釈書である。『覚勝院抄』については、野村精一氏が「三条西家源氏字の一端であることに間違いはない」と評し、岩坪健氏は、「実隆の説なども引きながら公条が講釈したのを、公条が出家した一五四四年以後に覚勝院が整理して物語本文に続けて記したのが一次本であり、それを師匠に閲覽してもらい、彼の死後（一五六三年以後）は実枝から受講したのもまとめ、行間や欄外などに書き入れたのが二次本『覚勝院抄』、すなわち流布本系である」と言う。

「葵」巻と「若紫下」巻の「あかれ」以下の注は本文に続けて書かれており、岩坪氏によれば公条の聞書ということになる。特に「葵」巻には「聞書」という肩付がついており、公条の聞書の可能性が高い。

『紹巴抄』も、古活字版『紹巴抄』の奥書に、公条の源氏講釈の聞書をまとめたとして記してあり、木藤才藏氏によれば、紹巴も公条の講釈を受けていたと言う。『紹巴抄』が公条の講釈をもとにしたものかどうかについては、議論があり、それは後に述べるが、少なくとも、この二書に「御説」と共通する注が見られるということは、この二書の説が公条の講釈をもとにしてある可能性は十分に考えられるのである。

なお、同じく公条の聞書をもとにした注釈書である『孟津抄』には、これらとはまた少し違った解釈が載っている。

## 『孟津抄』

「葵」

人たまひのおくにをしやられて 雑車云々河人給「俊成卿説」 権記有此名出車云々人給は乗替也

出車をは公方より點せられて其人に給ふゆへに人給となつくる也枕草子云所もなくたちかさなりたる所の御車人たまひ引つゝまたおほくくるをいつくにたゝむとすらむみる程に御前ともたゝおりにおりてたてり車ともたゝのけにのせさせてと云々

「薄雲」

人給 副車也 乗替一領用意葵卷注

「若菜下」

車の事也 問云あかれは流也と云々如何 一勘あかれは別の心欵如何以前の卷あかる、別事云々 一答か文字濁てよむへし

『孟津抄』では、「葵」巻と「薄雲」巻において、「ひとだまひ」が乗り換え用の車と解釈されている。この解釈は、公条の説なのか、実枝の説なのか不明だが、もし公条の説だとすれば、これはまた、別の公条の解釈ということになる。

伊井春樹氏は、公条の聞書が大量に含みこまれているものとして、『孟津抄』『長珊聞書』『覚勝院抄』に緊密な関連が見られ

るとし、その上で、必ずしもこれらに見られる公条説の注記が一致しないことを指摘する。

種通・長珊・覚勝院の聴聞した公条の講釈は、それぞれ別の機会であったと判断せざるを得ないし、また彼はたえず<sup>1)</sup> 発展した注記を公表していたともみなされてくる。

「ひとだまひ」の注を見ても、『長珊聞書』『覚勝院抄』『紹巴抄』のいずれも、表現の一語一語が一致しているわけではないので、別々の公条の講釈をそれぞれ記したものであろう。そしてそれらは、いずれも、三条西家の学問を集成しようとした『岷江入楚』には引かれていない。

『長珊聞書』『御説』に見られる「ひとだまひ」の注は、通勝によって正統な三条西家の説とは認められなかったものの、これまでの三条西家の説とは違う、公条の新しい解釈を示していると考えられる。

### 三、「うちとけぬ御ありさま」

もう一例、『岷江入楚』には見られない公条独自注を考察したい。次の「夕顔」巻を見てみたい。

『源氏物語』『夕顔』巻で、光源氏が乳母を見舞ったあと、夕顔の宿の女性に心ひかれながらも六条御息所のもとを訪れた様子<sup>2)</sup>が、次のように描かれる。

御心ざしの所には、木立、前裁など、なべての所に似ず、いとどかに心にくく住みなしたまへり。うちとけぬ御ありさまなどの気色ことなるに、ありつる垣根思ほし出でらるべくもあらずかし。(二―一四三頁)

傍線部「うちとけぬ御ありさま」について、管見の限り、初めて注を付けるのは『細流抄』である。ただし、『細流抄』は、その直前の「御心ざしの所」を見出し語に挙げて説明している。

#### 『細流抄』

御心ざしの所 六条御息所の御所也ひきかへけたかき体也  
次に、公条の注釈書、三書を確認しよう。

#### 『草稿本聞書』

此語夕顔ノヤトヨリ哥ナト云カケタルサシスキタルヲ御覽シケルウツルニアリカタク思給ヘハ也

#### 『明星抄』

用意深くけ高き人也 大臣女にて先坊の御息所にて 桐壺の兄宮をまふけ給へれとかくれ給ければ此古宮におはします

#### 『秘抄』

秘此詞夕貞の宿にて哥なとよみかけざれ過たるを御覽したる目うつりに有かたう思ひ給へる也

『明星抄』では、『細流抄』と同様、六条御息所の人柄が説明される。その後に、六条御息所の身分、経歴が語られ、御息所が「用意深くけ高き人」である根拠になっている。また、『草稿本聞書』と『秘抄』は内容が共通しており、夕顔の君と比較して、六条御息所のすばらしさを説明する。

この、御息所が「うちとけぬ御ありさま」であるのはその人柄や身分故であるとし、夕顔の君の有様と比較して六条御息所を評価する三条西家の解釈は、『休聞抄』『覚勝院抄』『万水一露』などにも見られる。そして、『岷江入楚』には、次のように記されている。

御心さしの所には

花六条御息所の事也 秘引かへけたかき躰也 源氏一部の  
中にも心にく、よしある人にかけり

うちとけぬ気色

秘此詞夕白の宿にて哥なとよみかけざれ過たるを御覧したる目うつりに有かたう思ひ給へる也 箋同之 此段に至りて弥夕白上の所作にあらざる事みえたりと註せられる

「うちとけぬ気色」の項では、先ほど示した『秘抄』が引かれ、『箋』、つまり実枝も同じ説であることが述べられる。

しかし、『長珊聞書』の「御説」は、これとは全く違う解釈を

示すのである。

『長珊聞書』

うちとけぬ御ありさまなどのけしきことなるに

御説に御息所はとしまさり給へは源氏へ隔心深也

「御説」では、御息所が「うちとけぬ」様であるのは、御息所が源氏より年上であるからとする。そして、これまでの注が「うちとけぬ御ありさま」を御息所を高く評価する言葉として捉えていたのに対し、「御説」では「隔心」とあまり良いように解釈していない。源氏物語本文には、後に、「女は、いとものをあまりなるまで、思ししめたる御心ざまにて、齢のほども似げなく、人の漏り聞かむに、いとどかくつらき御夜がれの寝覚め寝覚め、思ししをるること、いとさまざまなり。」(一一四七頁)とあり、六条御息所が自分が年上であることを気にしていることが書かれるので、これを踏まえて解釈したということなのだろうか。

この解釈は当時めずらしく他には見られない。ただし、唯一、『紹巴抄』において、同様に年齢に言及した解釈を見いだすことができるのである。



## 『紹巴抄』

八のあねにておはしませるゆへ成へし

さきほどの「ひとだまひ」に続き、「うちとけぬ」の解釈でも、『紹巴抄』と「御説」は注内容の一致が見て取れる。

井爪康之氏は『紹巴抄』について次のように説明し、『紹巴抄』が公条の聞書であることを否定する。

紹巴は公条の講釈を受ける機会があったかもしれない。しかし、公条晩年の説を集大成した講釈を聴聞したり、これをまとめた注釈書を手にするとはできなかったのではなからうか。長冊聞書の御説を比較するとき、紹巴抄の公条説はあまりにも少なく、簡単すぎる。ましてや、聞書を清書して直ちに二十巻に及ぶ注釈書（紹巴抄）ができるとは思えない。<sup>12</sup>

この説は長く支持されてきたが、しかしその一方で、近年、『紹巴抄』の中に公条の説が見られることが明らかにされ、紹巴抄と公条の解釈の関わりが再考されはじめている。

たとえば、小川陽子氏は次のように述べる。

はじめに紹介したとおり、『紹巴抄』の大部分を占めるのが『休閒抄』であることは事実である。しかし紹巴は、公条が『草稿本聞書』に増補し『岷江入楚』にも引き継がれていった注を取り込むと同時に、三条西家直流の注釈書類には存しない注をも入手しえた。〈公条の講釈聞書〉と称したの

は、確かに注釈書全体をもっとも適切に表現したものは言い難いが、『紹巴抄』の特質の一端を表すものであることは間違いないと言えよう。紹巴の『源氏』注釈の有り様を検証することは、公条の注釈体系の内実とその発展、そして公条から他者への講釈の実態を解明していくことに繋がっていくものと思われる。<sup>13</sup>

小川氏によれば、『紹巴抄』には「称名院」の名を出したり、「御新注」のように示すこともせず、公条の説を注記の中に取り入れる場合もあるという。

三条西家で伝授されていた解釈とはまた違った公条自身の解釈というものがあるようで、講釈の場で次々とそれを公条は披露し、その結果、それが講釈を聴聞した者の聞書に残っているということがあるようだ。

公条自身の注釈書や『岷江入楚』の注記と一致しないからと言って、それが公条の説ではないとは言いつてもいい。公条の解釈のバリエーションはかなり広いと考えた方がよさそうである。

岩坪氏は、三条西家の当主たちが様々な解釈を行っている理由を次のように推測する。

一般に、解釈が幾通りもある方が様々な講釈を行なえ、源氏学の泰斗として存続できると言えよう。よって、もし三条西家に他家の作成した古注釈しかない、旧釈を既知している人々をも魅了する講義はできず、門流を拡大して師家の名声を保つのは困難になる。<sup>14</sup>

行阿の頃よりも一層研究が盛んになり、諸家が多くの注釈書を編集し、連歌師など地下の層にまで源氏学が浸透した中世後期においては、他家の説はもちろんのこと、家訓をも改訂し続けなければ大家の地位を維持し得なかつたのである。<sup>15)</sup>

『長珊聞書』「御説」の「うちとけぬ御ありさま」の解釈は、「ひとだまひ」の解釈同様、公条の解釈の一つを表している。そして、それと同内容の注が見られることから、『紹巴抄』の中には、公条説と示さなくても相当数の公条説が含まれていることが推測される。幸い、『長珊聞書』には多くの「御説」として挙げられた注が存在する。さらに、それらの注には、公条自身の注釈書には見られない多数の解釈が存在するのである。

『長珊聞書』「御説」をもとにすることによって、これまで分からなかつた『紹巴抄』や『覚勝院抄』内の公条説を、明らかにすることができるのではないか。そして、そのことにより、それぞれの注釈書の内実が明らかになるとともに、公条の講釈の実態も明らかにすることができよう。『長珊聞書』の「御説」は大きな可能性を秘めている。

#### 四、おわりに

伊井氏は、菊亭文庫本『花鳥余情』に見られる「称名院殿新

注抄」の記述に着目し、次のように述べている。

公条は『草稿本聞書』を用いて『明星抄』を作り出した後も、次々と増補して『秘抄』を作成するが、さらに今度はそれを改訂・増補して『新注抄』へと変貌させたのである。次節で述べるように『長珊聞書』の〈御説〉は膨大な量があり、しかも『秘抄』とは重ならない注記を多分に持っている。公条の晩年にいたってさらに集大成したので、この〈御説〉とする〈新注抄〉であつたと言えてくるであろう。<sup>16)</sup>

伊井氏の述べるように、「御説」は晩年の公条の源氏解釈を表しているであろう。しかし、それははたして、集大成と言えるようなものであつたのだろうか。

たとえば、「帚木」巻において、源氏が葵上のもとを訪れるも、方塞がりのため、中川の紀伊守の宿に方違えすることに決めた次の文を見てみたい。

忍び忍びの御方違へ所はあまたありぬべけれど、久しくほど経て渡りたまへるに、方塞げて、ひき違へ外さまへと思さむはいとほしきなるべし。(二一九二頁)

この「忍び忍びの…」について、『長珊聞書』「御説」には次のようにある。

『長冊聞書』

しのびく、御かたがへ所はあまたありぬべけれど

とは御説に源氏しのびく、の御かたがへ所あまたあるかたへばかりおはして葵上の御里へほどへてわたり給て又かたふたげてひきたがへほかさまへとおほさんはいとおしかるへしとてきのかみの家へなり

「御説」では、恋人の所にばかり行き、久しぶりに葵上のもとへやってきたと説明する。この注の説明では、葵上の所にしては来なかつた理由が他の恋人のもとに行っていたからだということになる。そして、だからこそ、又方塞がりだからといって他の女性の所へ行くのは気の毒だと説明するのである。

しかし、葵上のもとにしばらく来なかつたのは宮中で宿直をしていたからである。事実、他の注釈書はその旨を注に記しており、「御説」のような理由が記されているものは管見の限り見当たらない。

また、「早蕨」巻には次のような注もある。

『長冊聞書』

あすとのまだつとめておはしたり

御説つとめてトハ わざと、いふ事と御説如何 つとめて

ハ早朝云云歟

「つとめて」に、「早朝」の意味を当てるのではなく、「わざと、いふ事」と別の解釈をしている。そのため、その御説に対して、「如何」と、長冊による疑問が加えられているのである。

公条の新しい解釈は、必ずしも以前の解釈を批判的に検証した結果生まれたものではないようだ。『岷江入楚』が『長冊聞書』に見られる「御説」の一部しか引用していないのも、通勝の目によつて選別された結果の可能性があるのでないだろうか。

『長冊聞書』「御説」を読んでいると、長年の源氏研究の結果たどりついた、公条の源氏解釈の最終形（集大成）という様子はあまり感じない。むしろ、公条は晩年に至るほど、次々と様々な解釈を生み出していった、まさにその過程がそのまま露呈しているものが「御説」ではないだろうか。その中には、当時の源氏研究の権威である公条の説であっても、当時の聴聞者にとつて疑問を感じるものもあつたようである。とはいえ、これまでとは違う解釈を次々と披露していったところに、年月を経ても衰えない公条のエネルギーを感じるのである。

『長冊聞書』の引用は、陽明文庫蔵『長冊聞書』による。文の切れ目などに一字分あげ、読みやすいようにした。濁点・ふりがなが付された所は原本のままとし、傍線は筆者が付した。

他の古注釈の引用は次の通りである。なお、割注は、「」で示す。傍線は筆者が付した。

・『河海抄』：玉上琢彌編『紫明抄』河海抄 角川書店昭和四三年  
・『花鳥余情』：中野幸一編『花鳥余情』源氏和秘抄 源氏物語之内不審条々

- 源語秘訣 口伝抄（源氏物語古註釈叢刊 第四卷）武蔵野書院 昭和五三年
- 『細流抄』：伊井春樹編『内閣文庫本 細流抄』源氏物語古註集成 第七卷 桜楓社 昭和五五年
- 『明星抄』：中野幸一編『明星抄 種玉編次抄 雨夜談抄』（源氏物語古註釈叢刊 第四卷）武蔵野書院 昭和五五年
- 『草稿本聞書』
- 『夕顔』『葵』：龍谷大学図書館写字台文庫蔵『源氏物語聞書』
- 『薄雲』『若菜下』：『三条西公条自筆稿本 源氏物語細流抄』龍谷大学書本叢書 二五 龍谷大学佛教文化研究所編 思文閣出版 平成一七年
- 『岷江入楚』：中野幸一編『岷江入楚』（源氏物語古註釈叢刊 第六一九卷）武蔵野書院 昭和五九〇平成二二年
- 『孟津抄』：野村精一編『孟津抄』（源氏物語古註集成 第四一六卷）桜楓社 昭和五五〇七年
- 『覚勝院抄』：野村精一・上野英子編『源氏物語聞書 覚勝院抄』汲古書院 平成一〇三年
- 『紹巴抄』：……中野幸一編『紹巴抄』（源氏物語古註釈叢刊 第三卷）武蔵野書院 平成一七年
- 財団法人陽明文庫長名和修先生、龍谷大学大宮図書館には、閲覧の便宜を図っていただき心より御礼申し上げます。
- 本稿は平成二五二七年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金）（若手研究（B））、課題番号二五七七〇七九による成果の一部である。

## 【注】

- (1) 拙稿『長冊聞書』に見られる公条説 葵巻を中心に、「中古文学」第九〇号 平成二四年一月
- (2) 伊井春樹『山下水』から『岷江入楚』へ―実枝の源氏学とその継承―『源氏物語注釈史の研究 室町前期』桜楓社 昭和五五年 七九六頁
- (3) 伊井春樹氏の命名による。三条西公条自筆の草稿本が、龍谷大学と東北大学に所蔵されており、その転写本が龍谷大学写字台文庫に所蔵されている。（源氏物語注釈史の研究 室町前期）参照
- (4) 『源氏物語』の引用は、阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳『新編日本古典文学全集 源氏物語』（小学館）による。ただし漢字を仮名に改めたところがある。括弧内の数字は、新編全集の巻数とページ数を表す。
- (5) 『源氏積』、『奥入』は『源氏物語古註釈叢刊』を、『一葉抄』、『肖柏聞書』、『弄花抄』、『万水一露』、『休閒抄』、『林逸抄』は『源氏物語古註集成』を参照した。
- (6) 『紫明抄』は、玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』（角川書店 昭和四三年）を、『尋流抄』は井爪康之編『源氏物語古註釈書尋流抄』（笠間書院 平成一二年）を、幽斎筆源氏物語書入注は野口元大・徳岡涼編『幽斎源氏物語聞書』統群書類従完成会 平成一八年）を、『山下水』は榎本正純『源氏物語山下水の研究』（和泉書院 平成八年）を、『湖月抄』は、有川武彦校訂『講談社学術文庫』増注源氏物語湖月抄』（講談社 昭和五七年）を参照した。
- (7) 『河海抄』、『花鳥余情』、『細流抄』、『明星抄』、『草稿本聞書』、『岷江入楚』、『孟津抄』、『覚勝院抄』、『紹巴抄』は、本文末の引用文献、覽を参照。
- (8) 野村精一『穂久邇文庫本 覚勝院抄』について―本文批判の方法論のために―『源氏物語聞書 覚勝院抄 別冊』平成三年 一〇頁
- (9) 岩坪健『覚勝院抄』の成立過程―穂久邇文庫本をめぐる―『源氏物語古註釈の研究』和泉書院 平成一二年 三〇一―三二頁
- (10) 『聞書』と公条の關係については上野英子の考察がある。
- (11) 上野英子『穂久邇文庫本にみる『源氏物語聞書（覚勝院抄）』の基底―物語

- 本文と聞書を中心に―『論集 源氏物語とその前後5』新典社 平成八年
- (9) 上野英子「里村紹巴と源氏物語本文―『紹巴抄』にみる三条西家源氏学の変容―」、『中世の学芸と古典注釈』竹林舎 平成二三年、五二九頁
- (10) 木藤才蔵「連歌史論考」下、『明治書院 平成五年 七八〇、七八二頁
- (11) 伊井春樹「孟津抄」の成立』、『孟津抄』下(野村精一編) 桜楓社 平成五年 五二一、二頁
- (12) 井爪康之「休閒抄から紹巴抄へ」、『源氏物語注釈史の研究』新典社 平成五年 二五四頁

- (13) 小川陽子「『源氏物語抄(紹巴抄)』と先行注釈―三条西公条との関わりを中心に―」、『国文学攷』二〇二号 平成二年六月 四三頁
- (14) 注7に同じ。三一三頁
- (15) 注7に同じ。三一三頁
- (16) 伊井春樹「公条の『源氏物語秘抄』」、『源氏物語注釈史の研究』室町前期 桜楓社 昭和五年 七〇九頁

〔もとひろ ようこ〕 本学教員